

ふるさと石川の環境を守り育てる条例に係る 環境アセスメント（環境影響評価）制度のあらまし

令和4年10月1日から施行

令和4年6月
石川県

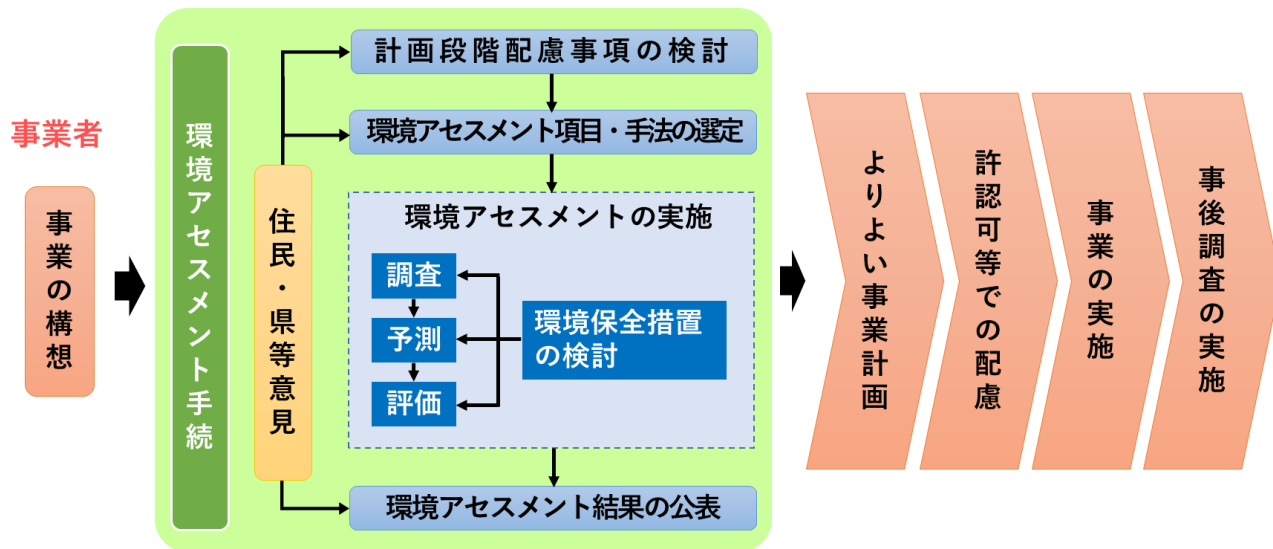
1 環境アセスメント制度とは

環境アセスメント制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設など、大規模な事業の実施に当たり、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響について、あらかじめ調査、予測及び評価するとともに、環境保全のための措置を検討し、これらの結果を公表して住民、知事、関係市町長などから意見を聴き、反映することにより環境の保全に配慮した、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする制度です。

石川県では、平成11年3月に石川県環境影響評価条例を制定し、平成16年4月から「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合し、運用を行ってきました。

近年の環境影響評価法や同施行令の改正に伴い、同条例を改正し、令和4年10月から、一定規模の風力発電事業を県の環境影響評価制度の対象に加えるとともに、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、計画段階環境配慮書の作成等の手続を導入します。

<環境アセスメントの考え方>



2 環境アセスメントの項目

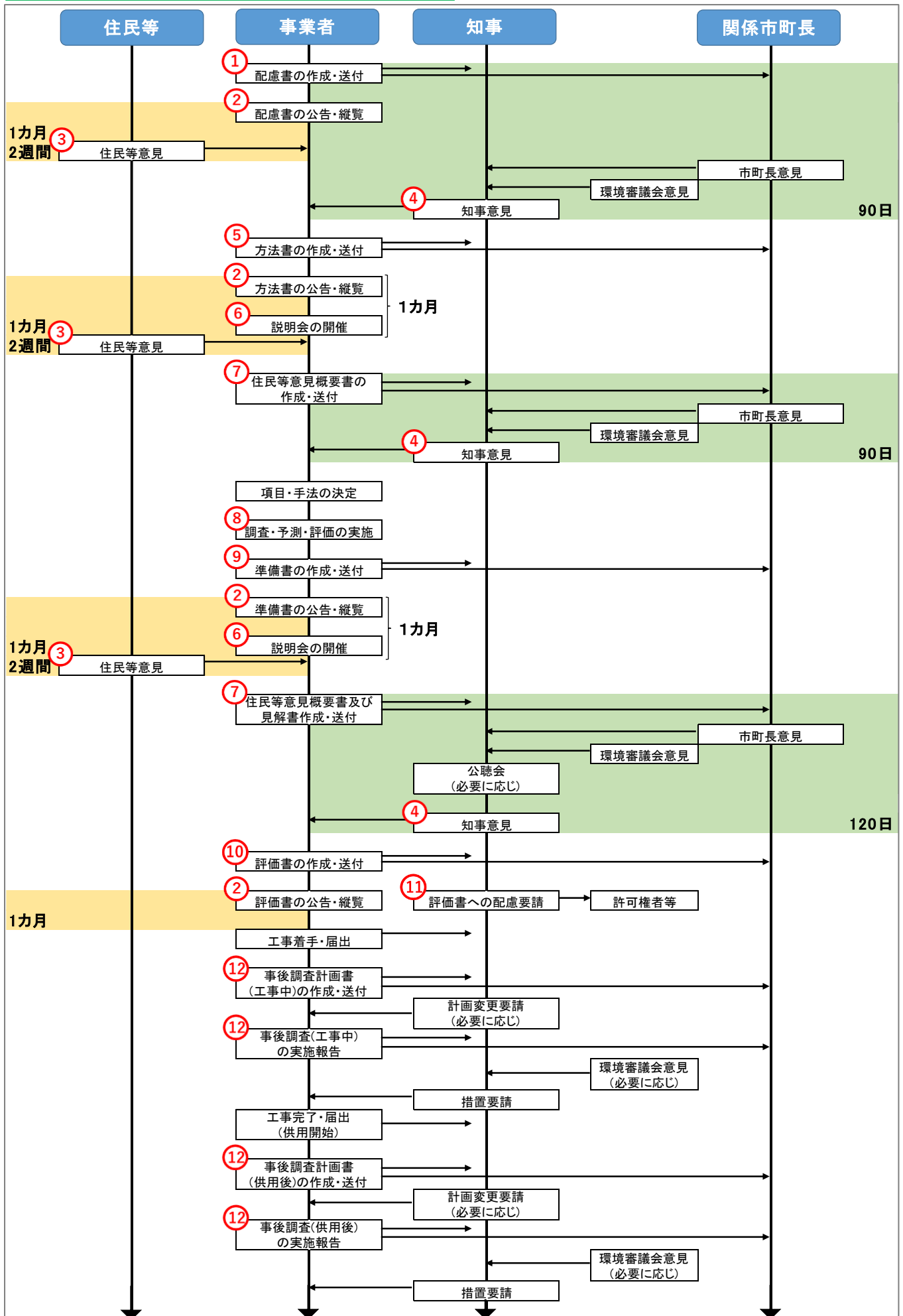
調査・予測・評価の対象となる項目は、次のとおりです。

環境の構成要素の良好な状態の保持	大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、地形・地質、地盤沈下、土壌汚染、水利用、樹林地、雨水排水、日照阻害
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系
快適環境の保全・創造	景観、野外レクリエーション地、文化財
環境への負荷の低減	廃棄物等、温室効果ガス

3 条例の対象事業

事業の種類	第1区分事業の要件	第2区分事業の要件
1 道路		
高速自動車道	すべて	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・10km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上20km未満
2 河川		
ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上100ha未満
堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上100ha未満
湖沼水位調整施設	湖沼開発面積 100ha以上	湖沼開発面積 75ha以上100ha未満
放水路	改変面積 100ha以上	改変面積 75ha以上100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—
普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）	10km以上	7.5km以上10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875m以上2,500m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kw以上	出力 2.25万kw以上3万kw未満
火力発電所	出力 15万kw以上	出力 11.25万kw以上15万kw未満
地熱発電所	出力 1万kw以上	出力 7,500kw以上1万kw未満
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力 1万kw以上	出力 7,500kw以上1万kw未満
6 廃棄物処理施設等		
廃棄物最終処分場	面積 5ha以上	—
焼却施設	処理能力 100ト/日以上	—
し尿処理施設（モニテラフ外除く）	処理能力 100kl/日以上	—
7 公有水面埋立て及び干拓	面積 50ha超	面積40ha以上50ha未満であるもの及び公有水面埋立法施行令第32条ノ2に定める環境保全上特別の配慮を要する埋立て
8 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
10 工場及び事業場に供する土地の造成の事業	面積 50ha以上 ただし工業地域・工業専用地域は100ha以上	—
11 新都市基盤整備事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
13 宅地又は住宅団地造成の事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
14 製造業、ガス製造・供給、熱供給業に供する工場又は事業場	燃料使用量（重油換算） 15kl/時以上 排水水の量 1万m ³ /日以上	—
15 畜産施設		
牛	牛 1,000頭（成牛換算）以上	—
豚	豚 10,000頭（肥育豚換算）以上	—
16 レクリエーション施設等		
ゴルフ場	18ホール以上でホールの平均距離が100m以上の施設及び9ホール以上でホールの平均距離が150m以上の施設	国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区に係る区域の面積が15ha以上のもの
スキー場	面積 3ha以上	
別荘団地等	面積 50ha以上	

4 環境アセスメントの手続きフロー



<環境アセスメントの手続きフローの用語説明>

①配慮書の作成・送付

事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討した結果をまとめた配慮書を作成し、知事及び関係市町長に送付します。

②公告・縦覧

配慮書、方法書、準備書及び評価書を作成したとき、事業者は新聞や広報誌等で公告し、1カ月間、事業者の事務所の他、県や市町の施設で縦覧します。また、事業者のホームページでも公表されます。

③住民等意見

配慮書、方法書及び準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する人は、縦覧期間中及び縦覧終了後2週間までの間に事業者に対し意見書を提出できます。

④知事意見

市町長意見を勘案するとともに、また、方法書以降では住民意見に配慮し、県環境審議会の意見を聴いた上で事業者に対して意見を述べます。

⑤方法書の作成・送付

事業の目的・内容、事業実施区域とその周囲の概況、環境アセスメントの項目、調査・予測・評価の方法などを記載した方法書を作成し、知事及び関係市町長に送付します。

⑥説明会の開催

方法書及び準備書の内容についての理解を深めていただくため、縦覧期間内に関係地域内において、事業者が説明会を開催します。

⑦住民等意見の概要書等の作成・送付

住民等の意見を取りまとめて概要書等を作成し、知事及び関係市町長に送付します。

⑧調査・予測・評価の実施

方法書への住民等や知事意見の内容を検討した上で、環境アセスメント項目・手法等を決定し、調査・予測・評価を実施します。

⑨準備書の作成・送付

方法書に対する住民等意見、知事意見、その意見に対する事業者見解、調査・予測・評価の結果、環境保全のための措置の内容等を記載した準備書を作成し、知事及び関係市町長に送付します。

⑩評価書の作成・送付

準備書に対する住民等や知事意見の内容を検討し、準備書の内容を見直した上で、評価書を作成し、知事及び関係市町長に送付します。

⑪評価書への配慮要請

評価書の記載事項に基づいて環境保全についての配慮がなされるよう事業の免許を行う者や届出を受理する者などに要請します。

⑫事後調査計画書の作成・送付及び事後調査の実施

工事中・供用後の事後調査を実施する場合、計画書を作成し知事及び関係市町等に送付します。事業者は事後調査計画書に基づき事後調査を実施し、事後調査報告書を知事及び関係市町長に送付します。

5 環境の保全の見地からの意見について

- 環境アセスメント制度は、事業者が行政や住民からの意見や情報を聴きながら、事業を環境に配慮したよりよいものにしていく制度です。
- 配慮書や準備書などは、事業者の事務所や県や市町の施設などで1か月間縦覧され、その間は誰でも見ることができ、また、事業者のホームページ等でも公表されます。環境の保全の見地からの意見を有する人は、縦覧終了後2週間までの間に、事業者に対し意見書を提出できます。

問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL : 076-225-1463 (直通)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>